

平成25年生駒市議会（第5回）定例会議案

平成25年12月6日

生 駒 市

平成25年生駒市議会（第5回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 82 号	平成25年度生駒市一般会計補正予算（第4回）	1～8
議案第 83 号	平成25年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	9～11
議案第 84 号	平成25年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第1回）	12～13
議案第 85 号	生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第 86 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第 87 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	16～17
議案第 88 号	生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第 89 号	生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 90 号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	20～49
議案第 91 号	生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	50～51
議案第 92 号	生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	52～53
議案第 93 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第 94 号	財産の取得について	55
議案第 95 号	財産の取得について	56
議案第 96 号	生駒市デイサービスセンター長楽の指定管理者の指定について	57

議案第 97 号	金鷲の杜倭苑の指定管理者の指定について	58
議案第 98 号	奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について	59
議案第 99 号	奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について	60～61
議案第 100 号	市道路線の認定について	62
議案第 101 号	町の区域の変更について	63～66

平成 25 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）

平成 25 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 83,807 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,806,653 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

平成 25 年 12 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		432,724	12,207	444,931
	1 負担金	432,724	12,207	444,931
14 国庫支出金		4,314,049	29,030	4,343,079
	1 国庫負担金	3,724,316	33,896	3,758,212
	2 国庫補助金	563,593	-4,866	558,727
15 県支出金		2,035,225	15,528	2,050,753
	1 県負担金	1,222,465	16,947	1,239,412
	2 県補助金	594,124	-1,419	592,705
19 繰越金		1,426,591	27,042	1,453,633
	1 繰越金	1,426,591	27,042	1,453,633
歳 入 合 計		37,722,846	83,807	37,806,653

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		12,359,151	83,807	12,442,958
	1 社会福祉費	4,621,534	67,912	4,689,446
	2 児童福祉費	5,638,033	15,895	5,653,928
歳 出 合 計		37,722,846	83,807	37,806,653

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
土 木 費	道 路 橋 梁 及 び 河 川 費	生駒駅北口交通広場改修事業	54,600
		道路新設改良事業	73,100
		河川水路改修事業	12,000
消 防 費	消 防 費	消 防 施 設 整 備 事 業	7,527

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
金 鷗 の 杜 倭 苑 管 理 業 務	平成25年度から平成26年度まで	18,800千円
生駒台幼稚園仮設園舎リース	平成25年度から平成27年度まで	95,000千円

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
老 人 保 健 施 設 増 設 及 び 改 装 工 事	平成26年度	39,795千円	平成26年度	45,995千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費負担金	404,308	12,207	416,515	2 児童福祉費負担金	12,207	私立保育所保護者負担金	
計	432,724	12,207	444,931				

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	3,633,321	33,896	3,667,217	1 社会福祉費負担金	33,775	介護給付費等負担金	
				2 児童福祉費負担金	121	保育所運営費負担金	
計	3,724,316	33,896	3,758,212				

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	99,496	-4,866	94,630	1 社会福祉費補助金	-4,866	地域生活支援事業補助金	
計	563,593	-4,866	558,727				

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費県負担金	1,208,750	16,947	1,225,697	1 社会福祉費負担金	16,887	介護給付費等負担金	
				2 児童福祉費負担金	60	保育所運営費負担金	
計	1,222,465	16,947	1,239,412				

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	566,956	-1,419	565,537	1 社会福祉費補助金	-1,419	地域生活支援事業補助金 補装具給付費補助金 介護基盤緊急整備等臨時特例補助金	-2,433 -286 1,300
計	594,124	-1,419	592,705				

[単位 千円]

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	1,426,591	27,042	1,453,633	1 繰越金	27,042	前年度繰越金	
計	1,426,591	27,042	1,453,633				

[単位 千円]

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	地方債その他				
3 障がい者福祉費	1,669,005	56,387	1,725,392	43,077 (国負) 33,775 (国補) -4,866 (県負) 16,887 (県補) -2,719		13,310	20 扶助費	56,387	障がい福祉サービス費 補装具給付費 更生医療給付費 地域生活支援事業費 63,757 -1,980 4,341 -9,731
5 後期高齢者医療費	1,048,940	7,485	1,056,425			7,485	19 負担金補助及び交付金	7,485	療養給付費負担金
6 介護保険費	1,035,011	1,300	1,036,311	1,300 (県補) 1,300			19 負担金補助及び交付金	1,300	介護基盤緊急整備等特例補助金
9 社会福祉施設整備事業費	30,681	2,740	33,421			2,740	15 工事請負費	2,740	老人保健施設整備工事
計	4,621,534	67,912	4,689,446	44,377		23,535			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	地方債その他				
2 児童保育費	1,272,952	15,895	1,288,847	181 (国負) 121 (県負) 60	12,207 (負) 12,207	3,507	19 負担金補助及び交付金	15,895	私立保育所保育実施負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	財源		区分	金額	
					地方債	その他			
計	5,638,033	15,895	5,653,928	181	12,207	3,507			

平成 25 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 25 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 1, 2 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 4 5 3, 6 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 1 2 月 6 日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰入金		637,156	141,242	778,398
	2 基金繰入金	1	141,242	141,243
歳 入 合 計		11,312,424	141,242	11,453,666

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		10,200	141,242	151,442
	1 償還金及び還付加算金	9,100	141,242	150,342
歳 出 合 計		11,312,424	141,242	11,453,666

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 9 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1	141,242	141,243	1 財政調整基金繰入金	141,242	
計	1	141,242	141,243			

[単位 千円]

歳出

(款) 11 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				補正額の財源		節		
				特定財源	その他			区分
3 償還金	1,000	141,242	142,242			23 償還金利子及び引料	141,242	療養給付費交付金等精算返還金
計	9,100	141,242	150,342		141,242			

[単位 千円]

議案第 84 号

平成 25 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 25 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 25 年 12 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	110,000

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 12 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「都市整備部
開発部」 を「都市整備部」に改める。

第 2 条企画財政部の項第 4 号中「及び物品の購入」を削り、同条都市整備部の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 景観に関する事。

第 2 条都市整備部の項に次の 4 号を加える。

(6) 関西文化学術研究都市建設の推進に関する事。

(7) リニア中央新幹線に関する事。

(8) 市街地再開発事業に関する事。

(9) 市街地再開発関連街路事業等に関する事。

第 2 条開発部の項を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 86 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 12 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 7 月生駒市条例第 23
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「により職員」の次に「（次項に規定する職員を除く。以下こ
の項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に、「市長の」を「市長が規
則で」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 55 歳を超える職員の第 3 項の規定による昇給は、同項に規定する期間にお
けるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り
行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規
則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成25年12月6日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「法第314条の7第1項第1号及び第2号」を「次」に、「同項に」を「法第314条の7第1項に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を奈良県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（奈良県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号で定めるもの
- (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2

第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

ア 市内に事務所を有する法人又は団体のうち、奈良県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金

イ 市内に事務所を有する法人又は団体のうち、奈良県税条例（昭和25年奈良県条例第34号）で定めるところにより奈良県知事が指定したものに對する寄附金

ウ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により奈良県知事又は奈良県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）第25条第1項の規定は、個人の市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に支出する同項に掲げる寄附金について適用する。

2 平成26年度分の個人の市民税についての新条例第25条第1項の規定の適用については、同項第3号中「同条第3項」とあるのは、「同条第3項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 12 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成 23 年 9 月生駒市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条を第 22 条とし、第 20 条の次に次の 1 条を加える。

（別館の設置等）

第 21 条 たけまるホールに別館を置く。

2 別館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
生駒駅前図書室	生駒市北新町

3 別館については、第 4 条から第 18 条まで及び前条の規定は、適用しない。

4 別館における第 19 条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において生駒市教育委員会が規則で定める日から施行する。

議案第 89 号

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 12 月 6 日

生駒市長 山 下 真

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例

生駒市営住宅条例（平成 9 年 12 月生駒市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

議案第 90 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 12 月 6 日

生駒市長 山下 真

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市行政財産使用料条例の一部改正)

第 1 条 生駒市行政財産使用料条例（平成 25 年 3 月生駒市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「土地価格」の次に「（以下「土地価格」という。）」を加え、同条第 8 項中「第 1 項から第 3 項まで」を「第 1 項から第 4 項まで」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「第 1 項から第 3 項まで」を「第 1 項から第 4 項まで」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 1 項から第 3 項まで」を「第 1 項、第 3 項及び第 4 項」に改め、「とき」の次に「（

第1項の規定により使用料を算出する場合にあつては、使用許可の期間が1月に満たないときを除く。)を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項第1号中「100分の7」を「100分の7.56」に改め、同項第2号中「について前項の規定により算出した額」を「に係る土地価格に100分の4.32を乗じて得た額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 使用許可の期間が1月に満たない場合の土地の使用料の額は、土地価格に100分の4.32を乗じて得た額から日割りにより算出して得た額とする。

第2条 生駒市行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の4.32」を「100分の4.4」に改め、同条第3項第1号中「100分の7.56」を「100分の7.7」に改め、同項第2号中「100分の4.32」を「100分の4.4」に改める。

(生駒市生涯学習施設条例の一部改正)

第3条 生駒市生涯学習施設条例(平成23年9月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「1,800円」を「1,850円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「900円」を「930円」に、「700円」を「720円」に、「600円」を「620円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

別表第1の2の表中「12,300円」を「12,650円」に、「20,

600円」を「21,190円」に、「42,800円」を「44,020円」に、「9,300円」を「9,570円」に、「15,400円」を「15,840円」に、「32,000円」を「33,000円」に、「3,000円」を「3,090円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「10,400円」を「10,700円」に、「2,300円」を「2,370円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「7,900円」を「8,140円」に、「7,800円」を「8,020円」に、「32,400円」を「33,320円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「5,800円」を「5,960円」に、「24,100円」を「24,830円」に、「500円」を「510円」に、「400円」を「410円」に、「2,100円」を「2,150円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第1の3の表中「800円」を「820円」に、「600円」を「620円」に、「900円」を「930円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「500円」を「510円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の1の表中「25,300円」を「26,020円」に、「42,100円」を「43,300円」に、「87,600円」を「90,100円」に、「18,900円」を「19,440円」に、「31,500円」を「32,400円」に、「65,500円」を「67,390円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「5,300円」を「5,450円」に、「22,000円」を「22,620円」に、「4,700円」を「4,830

円」に、「3,900円」を「4,010円」に、「16,200円」を「16,700円」に、「2,200円」を「2,260円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「9,400円」を「9,660円」に、「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の2の表中「2,800円」を「2,880円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「12,400円」を「12,760円」に、「2,200円」を「2,260円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「9,800円」を「10,060円」に、「900円」を「930円」に、「800円」を「820円」に、「4,100円」を「4,210円」に、「700円」を「720円」に、「3,700円」を「3,810円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「7,800円」を「8,010円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「600円」を「620円」に、「500円」を「510円」に、「2,600円」を「2,660円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「7,300円」を「7,510円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「4,700円」を「4,850円」に、「400円」を「410円」に、「2,000円」を「2,050円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の3の表中「2,600円」を「2,670円」に、「3,200円」を「3,290円」に、「8,400円」を「8,630円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の4の表中「3,000円」を「3,090円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「13,000円」を「13,370円」に、「600円」を「620円」に、「500円」を「510円」に、「2,600円」を「2,660円」に、「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に、「1,100円」を「1,150円」に、「400円」を「410円」に、「1,600円」を「1,650円」に、「1,500円」を「1,550円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の5の表中「14,600円」を「15,020円」に、「24,400円」を「25,100円」に、「50,700円」を「52,180円」に、「10,900円」を「11,210円」に、「18,200円」を「18,720円」に、「37,800円」を「38,920円」に、「3,200円」を「3,290円」に、「2,700円」を「2,780円」に、「11,200円」を「11,530円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「8,300円」を「8,570円」に、「11,400円」を「11,730円」に、「9,500円」を「9,770円」に、「39,500円」を「40,650円」に、「8,500円」を「8,740円」に、「7,100円」を「7,300円」に、「29,500円」を「30,350円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の6の表中「2,200円」を「2,260円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「9,800円」を「10,060円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「9,300円」を「9,560円」に、「1,600円」を「1,64

0円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「6,800円」を「7,000円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「7,900円」を「8,110円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「5,200円」を「5,350円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の7の表中「13,800円」を「14,190円」に、「23,200円」を「23,860円」に、「48,100円」を「49,530円」に、「10,400円」を「10,700円」に、「17,200円」を「17,690円」に、「35,800円」を「36,860円」に、「3,900円」を「4,010円」に、「3,300円」を「3,390円」に、「13,600円」を「14,060円」に、「2,900円」を「2,980円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「10,000円」を「10,290円」に、「9,900円」を「10,180円」に、「8,300円」を「8,540円」に、「34,400円」を「35,470円」に、「7,500円」を「7,710円」に、「6,200円」を「6,380円」に、「25,800円」を「26,580円」に、「400円」を「410円」に、「300円」を「310円」に、「1,600円」を「1,650円」に、「1,500円」を「1,550円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の8の表を次のように改める。

8 南コミュニティセンターせせらぎ（小ホール等）

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
小ホール	4,110円	3,390円	3,390円	3,390円	3,390円	17,670

							円
リハーサル室	せせらぎホール又は小ホールとの併用使用	210円	210円	210円	210円	210円	1,050円
	単独使用	620円	620円	620円	620円	620円	3,100円
プレイルーム		510円	410円	410円	410円	410円	2,150円
セミナー室 201		1,030円	820円	820円	820円	820円	4,310円
セミナー室 202・203・301～303 1室につき		1,540円	1,230円	1,230円	1,230円	1,230円	6,460円
和室1		510円	410円	410円	410円	410円	2,150円
和室2・3 1室につき		620円	510円	510円	510円	510円	2,660円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の9の表中「2,400円」を「2,470円」に、「3,000円」を「3,090円」に、「7,800円」を「8,030円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の10の表中「21,300円」を「21,910円」に、「35,400円」を「36,410円」に、「73,600円」を「75,780円」に、「15,900円」を「16,350円」に、「26,400円」を「27,150円」に、「54,900円」を「56,520円」に、「8,300円」を「8,540円」に、「6,900円」を「7,100円」に、「28,700円」を「29,550円」に、「6,200円」を「6,380円」に、「5,100円」を「5,250円」に、「21,200円」を「21,900円」に、「13,000円」を「13,370円」に、「10,800円」を「11,110円」に、「44,900円」を「46,250円」

」に、「9,700円」を「9,980円」に、「8,100円」を「8,330円」に、「33,600円」を「34,640円」に、「300円」を「310円」に、「1,500円」を「1,550円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の11の表中「7,200円」を「7,410円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「24,900円」を「25,670円」に、「5,300円」を「5,450円」に、「4,400円」を「4,530円」に、「18,300円」を「18,860円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の12の表中「700円」を「720円」に、「600円」を「620円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「9,300円」を「9,560円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「6,700円」を「6,900円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「800円」を「820円」に、「4,200円」を「4,310円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「900円」を「930円」に、「4,700円」を「4,850円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「5,200円」を「5,350円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の13の表中「3,500円」を「3,600円」に、「4,400円」を「4,530円」に、「11,400円」を「11,730円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の14の表中「8,400円」を「8,640円」に、「14,000円」を「14,400円」に、「29,000円」を「29,950円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「14,500円」を「14,980円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「4,700円」を「4,830円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の15の表中「1,200円」を「1,230円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「5,200円」を「5,350円」に、「600円」を「620円」に、「500円」を「510円」に、「2,600円」を「2,660円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

第4条 生駒市生涯学習施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「1,850円」を「1,890円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「930円」を「940円」に、「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に改め、別表第1の2の表中「12,650円」を「12,890円」に、「21,190円」を「21,580円」に、「44,020円」を「44,840円」に、「9,570円」を「9,740円」に、「15,840円」を「16,130円」に、「33,000円」を「33,600円」に、「3,090円」を「3,140円」に、「2,570円」を「2,620円」に、「10,700円」を「10,900円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「1,950円」を「1,990円」に、「8,140円」を「8,300円」に、「8,020円」を「8,170円」に、「33

、320円」を「33,940円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「5,960円」を「6,080円」に、「24,830円」を「25,320円」に、「510円」を「520円」に、「410円」を「420円」に、「2,150円」を「2,200円」に改め、別表第1の3の表中「820円」を「840円」に、「620円」を「630円」に、「930円」を「940円」に、「1,640円」を「1,680円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「1,950円」を「1,990円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第2の1の表中「26,020円」を「26,500円」に、「43,300円」を「44,100円」に、「90,100円」を「91,760円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「67,390円」を「68,640円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「5,450円」を「5,550円」に、「22,620円」を「23,040円」に、「4,830円」を「4,920円」に、「4,010円」を「4,090円」に、「16,700円」を「17,020円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「9,660円」を「9,860円」に改め、別表第2の2の表中「2,880円」を「2,930円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「12,760円」を「12,970円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,950円」を「1,990円」に、「10,060円」を「10,260円」に、「930円」を「940円」に、「820円」を「840円」に、「4,210円」を「4,300円」に、「720円」を「730円」に、「3,810円」を「3,860円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「1,540円」を「1,570円」

に、「8,010円」を「8,170円」に、「3,700円」を「3,760円」に、「620円」を「630円」に、「510円」を「520円」に、「2,660円」を「2,710円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「7,510円」を「7,660円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「4,850円」を「4,910円」に、「410円」を「420円」に、「2,050円」を「2,100円」に改め、別表第2の3の表中「2,670円」を「2,720円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「8,630円」を「8,790円」に改め、別表第2の4の表中「3,090円」を「3,140円」に、「2,570円」を「2,620円」に、「13,370円」を「13,620円」に、「620円」を「630円」に、「510円」を「520円」に、「2,660円」を「2,710円」に、「410円」を「420円」に、「1,650円」を「1,660円」に改め、別表第2の5の表中「15,020円」を「15,290円」に、「25,100円」を「25,560円」に、「52,180円」を「53,130円」に、「11,210円」を「11,420円」に、「18,720円」を「19,070円」に、「38,920円」を「39,650円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「2,780円」を「2,830円」に、「11,530円」を「11,740円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「8,570円」を「8,700円」に、「11,730円」を「11,940円」に、「9,770円」を「9,950円」に、「40,650円」を「41,390円」に、「8,740円」を「8,900円」に、「7,300円」を「7,440円」に、「30,350円」を「30,930円」に改め、別表第2の6の表中「2,260円」を「2,300円」に、「1,950円」を「1,990円」に、「10,060円」を「1

0, 260円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「1, 850円」を「1, 890円」に、「9, 560円」を「9, 760円」に、「1, 640円」を「1, 680円」に、「1, 340円」を「1, 360円」に、「7, 000円」を「7, 120円」に、「1, 540円」を「1, 570円」に、「8, 110円」を「8, 270円」に、「1, 230円」を「1, 260円」に、「1, 030円」を「1, 050円」に、「5, 350円」を「5, 460円」に改め、別表第2の7の表中「14, 190円」を「14, 460円」に、「23, 860円」を「24, 300円」に、「49, 530円」を「50, 450円」に、「10, 700円」を「10, 890円」に、「17, 690円」を「18, 020円」に、「36, 860円」を「37, 540円」に、「4, 010円」を「4, 090円」に、「3, 390円」を「3, 460円」に、「14, 060円」を「14, 340円」に、「2, 980円」を「3, 040円」に、「2, 470円」を「2, 510円」に、「10, 290円」を「10, 460円」に、「10, 180円」を「10, 370円」に、「8, 540円」を「8, 690円」に、「35, 470円」を「36, 100円」に、「7, 710円」を「7, 860円」に、「6, 380円」を「6, 490円」に、「26, 580円」を「27, 060円」に、「410円」を「420円」に、「1, 650円」を「1, 660円」に改め、別表第2の8の表中「4, 110円」を「4, 190円」に、「3, 390円」を「3, 460円」に、「17, 670円」を「18, 030円」に、「620円」を「630円」に、「3, 100円」を「3, 150円」に、「510円」を「520円」に、「410円」を「420円」に、「2, 150円」を「2, 200円」に、「1, 030円」を「1, 050円」に、「820円」を「840円」に、「4, 310円」を「4, 410円」に、「1, 540円」を「1, 570円」に、「1, 230円」を「1, 260円」に、「6, 4

60円」を「6,610円」に、「2,660円」を「2,710円」に改め、別表第2の9の表中「2,470円」を「2,510円」に、「3,090円」を「3,140円」に、「8,030円」を「8,160円」に改め、別表第2の10の表中「21,910円」を「22,310円」に、「36,410円」を「37,090円」に、「75,780円」を「77,190円」に、「16,350円」を「16,660円」に、「27,150円」を「27,660円」に、「56,520円」を「57,580円」に、「8,540円」を「8,690円」に、「7,100円」を「7,230円」に、「29,550円」を「30,090円」に、「6,380円」を「6,490円」に、「5,250円」を「5,340円」に、「21,900円」を「22,280円」に、「13,370円」を「13,620円」に、「11,110円」を「11,310円」に、「46,250円」を「47,090円」に、「9,980円」を「10,160円」に、「8,330円」を「8,490円」に、「34,640円」を「35,300円」に改め、別表第2の11の表中「7,410円」を「7,540円」に、「6,170円」を「6,290円」に、「25,670円」を「26,160円」に、「5,450円」を「5,550円」に、「4,530円」を「4,610円」に、「18,860円」を「19,190円」に改め、別表第2の12の表中「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「3,200円」を「3,250円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「9,560円」を「9,760円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「6,900円」を「7,010円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「820円」を「840円」に、「4,310円」を「4,410円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「930円」を「940円」

に、「4,850円」を「4,910円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「5,350円」を「5,460円」に改め、別表第2の13の表中「3,600円」を「3,670円」に、「4,530円」を「4,610円」に、「11,730円」を「11,950円」に改め、別表第2の14の表中「8,640円」を「8,800円」に、「14,400円」を「14,670円」に、「29,950円」を「30,510円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「14,980円」を「15,250円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「4,830円」を「4,930円」に改め、別表第2の15の表中「1,230円」を「1,260円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「5,350円」を「5,460円」に、「620円」を「630円」に、「510円」を「520円」に、「2,660円」を「2,710円」に改める。

(生駒ふるさとミュージアム条例の一部改正)

第5条 生駒ふるさとミュージアム条例（平成24年10月生駒市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,300円」を「1,340円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「5,700円」を「5,860円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

第6条 生駒ふるさとミュージアム条例の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,340円」を「1,360円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「5,860円」を「5,960円」に改める。

(生駒市体育施設条例の一部改正)

第7条 生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中「1,800円」を「1,850円」に、「8,250円」を「8,490円」に、「30,250円」を「31,110円」に、「500円」を「510円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「16,500円」を「16,970円」に、「60,500円」を「62,230円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「9,670円」を「9,950円」に、「35,470円」を「36,480円」に改め、同表備考に次のように加える。

5 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表第3の2の表中「2,400円」を「2,470円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「40,330円」を「41,480円」に改め、同表備考に次のように加える。

4 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の3の表中「1,300円」を「1,340円」に、「500円」を「510円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「600円」を「620円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の4の表中「700円」を「720円」に、「600円」を「620円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「1,000円」を「1,030円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の5の表中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改め、同表備考に次のように加える。

3 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の6の表中「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の7の表中「4,000円」を「4,110円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「300円」を「310円」に、「4,800円」を「4,940円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「360円」を「370円」に、「350円」を「360円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

別表第4の1の表中「800円」を「820円」に、「1,200円」を「1,230円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

別表第4の2の表中「7,000円」を「7,200円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

第8条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中「1,850円」を「1,890円」に、「8,490円」を「8,640円」に、「31,110円」を「31,690円」に、「510円」を「520円」に、「3,700円」を「3,770円」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を「63,380円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「9,950円」を「10,130円」に、「36,480円」を「37,160円」に改め、別表第3の2の表中「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「41,480円」を「42,250円」に改め、別表第3の3の表中「1,340円」を「1,360円」に、「510円」を「520円」に、「1,640円」を「1,680円」に、「620円」を「630円」に改め、別表第3の4の表中「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「1,030円」を「1,050円」に改め、別表第3の5の表中「150円」を「160円」に改め、別表第3の7の表中「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「4,940円」を「5,030円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「370円」を「380円」に、「360円」を「370円」に改める。

別表第4の1の表中「820円」を「840円」に、「1,230円」を「1,260円」に改め、別表第4の2の表中「7,200円」を「7,330円」に改める。

(R A K U - R A K U はうす条例の一部改正)

第 9 条 R A K U - R A K U はうす条例 (平成 1 3 年 4 月生駒市条例第 1 2 号)

の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法 (昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号) の規定による消費税及び地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) の規定による地方消費税に相当する額を含む。

(金鷄の杜倭苑条例の一部改正)

第 1 0 条 金鷄の杜倭苑条例 (平成 1 5 年 3 月生駒市条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「1,500円」を「1,540円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法 (昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号) の規定による消費税及び地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) の規定による地方消費税に相当する額を含む。

第 1 1 条 金鷄の杜倭苑条例の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「160円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

(生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成 5 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「100円」の次に「(消費税法 (昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号) の規定による消費税及び地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) の規定による地方消費税に相当する額 (以下「消費税等相当額」という。)を含む。)」を加える。

別表し尿の項中「250円」を「257円」に、「200円」を「205円」に、「600円」を「616円」に、「700円」を「719円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「100円」を「102円」に、「500円」を「514円」に改め、同表動物の死体の項中「2,000円」を「2,056円」に改め、同表備考に次のように加える。

4 この表の手数料の額には、消費税等相当額を含む。

第13条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「257円」を「261円」に、「205円」を「209円」に、「616円」を「628円」に、「719円」を「732円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「102円」を「104円」に、「514円」を「523円」に、「2,056円」を「2,094円」に改める。

(生駒市火葬場条例の一部改正)

第14条 生駒市火葬場条例（昭和49年4月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表斎場の項中「2,000円」を「2,060円」に、「1,000円」を「1,030円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額（斎場に係るものに限る。）には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

第15条 生駒市火葬場条例の一部を次のように改正する。

別表中「2,060円」を「2,090円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

(生駒市自転車駐車場条例の一部改正)

第16条 生駒市自転車駐車場条例（昭和58年12月生駒市条例第29号）の

一部を次のように改正する。

別表中「第7条」を「第6条」に、「1,400円」を「1,440円」に、「3,800円」を「3,910円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「5,400円」を「5,550円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「6,500円」を「6,690円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

第17条 生駒市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表中「1,440円」を「1,470円」に、「3,910円」を「3,980円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「5,550円」を「5,660円」に、「120円」を「130円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「6,690円」を「6,810円」に改める。

（生駒市自動車駐車場条例の一部改正）

第18条 生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表の金額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

（生駒市自転車等放置防止条例の一部改正）

第19条 生駒市自転車等放置防止条例（平成5年3月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「5,000円」を「5,140円（消費税法（昭和63

年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額を含む。)に改める。

第20条 生駒市自転車等放置防止条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「5,140円」を「5,240円」に改める。

(生駒市高山竹林園条例の一部改正)

第21条 生駒市高山竹林園条例(平成元年4月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,500円」を「1,540円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「6,500円」を「6,690円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

別表の2の表中「3,000円」を「3,090円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「8,000円」を「8,230円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第22条 生駒市高山竹林園条例の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,540円」を「1,570円」に、「2,570円」を「2,620円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「6,690円」を「6,810円」に改め、別表の2の表中「3,090円」を「3,140円」に、「5,140円」を「5,240円」に、「8,230円」を「8,380円」に改める。

(生駒市都市公園条例の一部改正)

第23条 生駒市都市公園条例(昭和45年3月生駒市条例第16号)の一部を

次のように改正する。

別表第2備考を次のように改める。

備考

- 1 法第5条第1項の公園施設の設置の許可、法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可又は第3条第1項第3号若しくは第4号に係る行為の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、営利を目的とする場合においては、上の表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 上の表（4の項に限る。）の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表第3中「500円」を「510円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「2,000円」を「2,060円」に改め、同表備考に次のように加える。

- 4 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第24条 生駒市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「150円」を「160円」に改める。

別表第3中「510円」を「520円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「2,060円」を「2,090円」に改める。

（生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正）

第25条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成3年10月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)のアの表中「3,000円」を「3,090円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「10,000円」を「10,280円」に、「4,500円」を「4,63

0円」に、「7,500円」を「7,710円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「16,000円」を「16,460円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考1 営利を目的とする場合においては、上の表に定める額の2倍に相当する額とする。

備考2 上の表の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表の1の(1)のイの表中「1,000円」を「1,030円」に、「11,000円」を「11,310円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「22,000円」を「22,630円」に改め、同表備考に次のように加える。

備考4 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表の1の(1)のウの表中「7,000円」を「7,200円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「1,500円」を「1,540円」に改め、同表備考に次のように加える。

備考3 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表の1の(2)の表中「400円」を「410円」に、「800円」を「820円」に、「1,600円」を「1,640円」に改め、同表備考に次のように加える。

備考3 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表の1の(3)の表中「300円」を「310円」に、「450円」を「460円」に、「200円」を「210円」に改め、同表備考に次のように加える。

備考3 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表の2の表中「3,000円」を「3,090円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第26条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)のアの表中「3,090円」を「3,140円」に、「5,140円」を「5,240円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「10,280円」を「10,480円」に、「4,630円」を「4,710円」に、「7,710円」を「7,860円」に、「6,170円」を「6,290円」に、「16,460円」を「16,760円」に改め、別表の1の(1)のイの表中「1,030円」を「1,050円」に、「11,310円」を「11,520円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「22,630円」を「23,050円」に改め、別表の1の(1)のウの表中「7,200円」を「7,330円」に、「2,570円」を「2,620円」に、「3,600円」を「3,670円」に、「1,540円」を「1,570円」に改め、別表の1の(2)の表中「410円」を「420円」に、「820円」を「840円」に、「1,640円」を「1,680円」に改め、別表の1の(3)の表中「460円」を「470円」に、「150円」を「160円」に改め、別表の2の表中「3,090円」を「3,140円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「510円」を「520円」に改める。

(生駒市花のまちづくりセンター条例の一部改正)

第27条 生駒市花のまちづくりセンター条例（平成13年3月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「300円」を「

310円」に、「600円」を「620円」に、「900円」を「930円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表の(2)の表中「500円」を「510円」に、「800円」を「820円」に、「1,300円」を「1,330円」に、「300円」を「310円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第28条 生駒市花のまちづくりセンター条例の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「510円」を「520円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「620円」を「630円」に、「930円」を「940円」に改め、別表の(2)の表を次のように改める。

(2) 使用日が11月1日から翌年の3月31日までの場合

施設名		使用区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
研修室	1		520円	840円	1,360円
	2・3(1室につき)		310円	520円	830円

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

(生駒市再開発住宅条例の一部改正)

第29条 生駒市再開発住宅条例（平成6年7月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「6,000円」を「6,170円（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第22

6号)の規定による地方消費税に相当する額を含む。)」に改める。

第30条 生駒市再開発住宅条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「6, 170円」を「6, 290円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第11条、第13条、第15条、第17条、第20条、第22条、第24条、第26条、第28条及び第30条の規定並びに附則第3項、第5項、第7項、第9項、第11項、第13項、第15項、第17項、第19項、第21項、第23項、第25項及び第27項の規定は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金（生駒市生涯学習施設条例第13条第1項に規定する利用料金をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第1及び別表第2の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 4 第5条の規定による改正後の生駒ふるさとミュージアム条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る利用料金（生駒ふるさとミュージアム条例第14条第1項に規定する利用料金をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例

による。

- 5 第6条の規定による改正後の生駒ふるさとミュージアム条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 6 第7条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3及び別表第4の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金（生駒市体育施設条例第8条第2項に規定する利用料金をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 7 第8条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3及び別表第4の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 8 第10条の規定による改正後の金鷄の杜倭苑条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 9 第11条の規定による改正後の金鷄の杜倭苑条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 10 第12条の規定による改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定（し尿に関する部分に限る。）は、平成26年4月分以後のものとして徴収する手数料について適用し、同年3月分までのものとして徴収する手数料については、なお従前の例による。
- 11 第13条の規定による改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定（し尿に関する部分に限る。）は、平成27年10月分以後のものとし

て徴収する手数料について適用し、同年9月分までのものとして徴収する手数料については、なお従前の例による。

12 第14条の規定による改正後の生駒市火葬場条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

13 第15条の規定による改正後の生駒市火葬場条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

14 第16条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に徴収する利用料金（生駒市自転車駐車場条例第6条に規定する利用料金をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

15 第17条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例別表の規定は、平成27年10月1日以後に徴収する利用料金について適用し、同日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

16 第19条の規定による改正後の生駒市自転車等放置防止条例第15条第2項の規定は、平成26年4月1日以後に徴収する移送及び保管に要した費用について適用し、同日前に徴収する移送及び保管に要した費用については、なお従前の例による。

17 第20条の規定による改正後の生駒市自転車等放置防止条例第15条第2項の規定は、平成27年10月1日以後に徴収する移送及び保管に要した費用について適用し、同日前に徴収する移送及び保管に要した費用については、なお従前の例による。

18 第21条の規定による改正後の生駒市高山竹林園条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使

用料については、なお従前の例による。

- 19 第22条の規定による改正後の生駒市高山竹林園条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 20 第23条の規定による改正後の生駒市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 21 第24条の規定による改正後の生駒市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 22 第25条の規定による改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 23 第26条の規定による改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 24 第27条の規定による改正後の生駒市花のまちづくりセンター条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 25 第28条の規定による改正後の生駒市花のまちづくりセンター条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 26 第29条の規定による改正後の生駒市再開発住宅条例第15条第1項の規定は、平成26年4月分以後のものとして徴収する使用料について適用し、同年3月分までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。

27 第30条の規定による改正後の生駒市再開発住宅条例第15条第1項の規定は、平成27年10月分以後のものとして徴収する使用料について適用し、同年9月分までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。

(使用料等の改定に当たっての措置)

28 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定が、消費税法改正法附則第18条第3項の規定及び地方税法等改正法附則第19条第3項の規定によりその施行の停止を含め所要の措置が講じられる場合においては、この条例においても同様の措置を講ずるものとする。

議案第 91 号

生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 12 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市下水道条例の一部を改正する条例

(生駒市下水道条例の一部改正)

第 1 条 生駒市下水道条例（昭和 59 年 4 月生駒市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 2 条 生駒市下水道条例の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 26 年 4 月 1 日前から継続して使用している場合で、かつ、同日以後初めて公共下水道に排除された汚水の量を認定した場合に徴収する使用料については、第 1 条の規定による改正後の生駒市下水道条例第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成27年10月1日前から継続して使用している場合で、かつ、同日以後初めて公共下水道に排除された汚水の量を認定した場合に徴収する使用料については、第2条の規定による改正後の生駒市下水道条例第21条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(使用料の改定に当たっての措置)

4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定が、消費税法改正法附則第18条第3項の規定及び地方税法等改正法附則第19条第3項の規定によりその施行の停止を含め所要の措置が講じられる場合においては、この条例においても同様の措置を講ずるものとする。

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成25年12月6日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(生駒市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 生駒市水道事業給水条例(昭和35年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項、第26条第1項及び第33条の2第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第2条 生駒市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項、第26条第1項及び第33条の2第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日前から継続して使用している場合で、かつ、同日以後初めて料金算定の基礎となる水量を計量した場合に徴収する料金については、第

1 条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第 2 6 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第 1 条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第 1 6 条第 1 項及び第 3 3 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日以後の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金について適用し、同日前の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金については、なお従前の例による。

4 平成 2 7 年 1 0 月 1 日前から継続して使用している場合で、かつ、同日以後初めて料金算定の基礎となる水量を計量した場合に徴収する料金については、第 2 条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第 2 6 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第 2 条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第 1 6 条第 1 項及び第 3 3 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日以後の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金について適用し、同日前の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金については、なお従前の例による。

(料金等の改定に当たっての措置)

6 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号。以下「消費税法改正法」という。）第 3 条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 9 号。以下「地方税法等改正法」という。）第 2 条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定が、消費税法改正法附則第 1 8 条第 3 項の規定及び地方税法等改正法附則第 1 9 条第 3 項の規定によりその施行の停止を含め所要の措置が講じられる場合においては、この条例においても同様の措置を講ずるものとする。

議案第 93 号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成25年12月6日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 94 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 議場放送・映像設備
- 2 取得価格 20,370,000円
- 3 契約の相手方 大阪市北区末広町1番22号
ジャトー株式会社
代表取締役 小野 謙治
- 4 契約の方法 指名競争入札

平成25年12月6日提出

生駒市長 山下 真

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 児童生徒用机、椅子及び天板
- 2 取得価格 50,539,650円
- 3 契約の相手方 生駒市元町1丁目3番19号
株式会社 いなもり
代表取締役 稲森 政一
- 4 契約の方法 指名競争入札

平成25年12月6日提出

生駒市長 山下 真

生駒市デイサービスセンター長楽の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市デイサービスセンター長楽

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人 長命荘

生駒市北田原町2429番地4

- 3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月6日提出

生駒市長 山下 真

金鷄の杜倭苑の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

金鷄の杜 倭苑

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 日経サービス 生駒支店

生駒市山崎新町8番9号

- 3 指定の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

平成25年12月6日提出

生駒市長 山下 真

議案第 98 号

奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について

奈良県知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月6日提出

生駒市長 山下 真

奈良県市町村総合事務組合格約の変更について

奈良県知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなるとともに、新たに奈良県広域消防組合を、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合とするため、奈良県市町村総合事務組合格約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月6日提出

生駒市長 山下 真

奈良県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約

奈良県市町村総合事務組合格約（平成20年奈良県市町村総合事務組合奈良県指令市町村第1143号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「西和消防組合、」、「宇陀広域消防組合、」及び「中吉野広域消防組合、香芝・広陵消防組合、」を削り、「静香苑環境施設組合」の次に「、奈良県広域消防組合」を加える。

別表第2中「西和消防組合、」、「宇陀広域消防組合、」及び「中吉野広域消防組合、香芝・広陵消防組合、」を削り、「静香苑環境施設組合」の次に「、奈良県広域消防組合」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第2の1の項中「常勤の職員」とあるのは、「常勤の職員（奈良県広域消防組合の設立の日（以下「設立日」という。）の前日において、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務を奈良県市町村総合事務組合で共同処理していなかった市町村又は一部事務組合の職員であって、設立日に奈良県広域消防組合の常勤の職員となった者を除く。）」と読み替えるものとする。

議案第 100 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）
第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	新生駒台線支線7号	小明町1861番65先 小明町1861番67先	
2	スガタ池線支線2号	壺分町568番20先 壺分町566番7先	
3	スガタ池線支線3号	壺分町567番25先 壺分町567番21先	
4	生駒3号歩行者専用道	北新町2045番先 北新町2011番先	
5	奈良阪南田原線支線1号歩行者道	上町4130番2先 上町4144番1先	

平成25年12月6日提出

生駒市長 山下 真

議案第 101 号

町の区域の変更について

平成26年1月14日から生駒市内の町の区域を別表のとおり変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

なお、関係区域は、別図1(変更前)及び別図2(変更後)のとおりである。

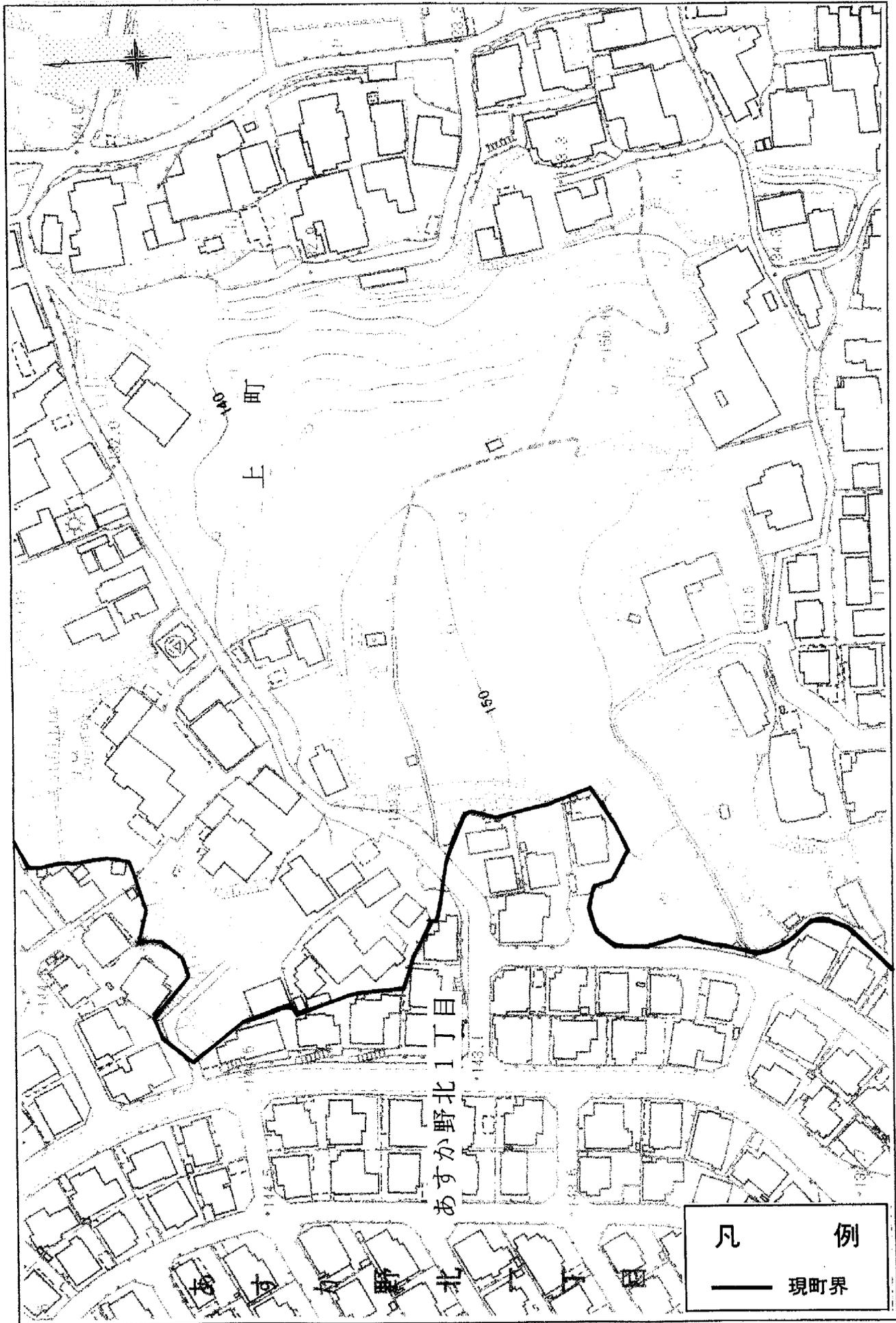
平成25年12月6日提出

生駒市長 山下 真

別表

他の町を 編入する町	他の町に編 入される町	編入される区域
あすか野北 1丁目	上町 (一部)	<p>1024番地1から1024番地12まで、 1025番地4、1042番地2、1089 番地1から1089番地9まで、1089番 地11から1089番地14まで、1089 番地16、1089番地18から1089番 地37まで、1089番地39から1089 番地44まで、1195番地3から1195 番地5まで、1195番地7から1195番 地15まで、1238番地3から1238番 地5まで、1238番地8から1238番地 11まで、1281番地2、1281番地5、 1281番地6、1282番地2、1282 番地4、1282番地7、5670番地2、 5995番地、5996番地、6000番地、 6001番地、6002番地、6006番地、 6007番地、6008番地、6012番地、 6013番地、6017番地、6018番地 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路 である市有地の一部</p>

別図1 (変更前)



別図2 (変更後)

